令和6年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2 月 13 日 提 案 分)

くらし安全防災局

		~	ジ
1	神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例	新旧対照表 · · · · · 1	
2	神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正で	よる条例 新田対昭表・・・・・・ 2	

1 神奈川県消防法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第4号)新旧対照表

	正	現行			
第1条~第5条 (略)		第1条~第5条 (略)			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)			
手数料徴収に 係る事務 手数料の名称	金額	手数料徴収に 係る事務 手数料の名称 金 額			
1~8 (略)		1~8 (略)			
, , , , ,	(1) 甲種 7,200円				
の3第3項 者試験手数	危険物取	の3第3項 者試験手数 危険物取			
の規定に基料	扱者試験	の規定に基 料 扱者試験			
	(2) 乙種 5,300円	づく危険物 (2) 乙種 4,600円			
取扱者試験	危険物取	取扱者試験 危険物取			
の実施	扱者試験	の実施 扱者試験			
	(3) 丙種 4,200円	(3) 丙種 3,700円			
	危険物取	危険物取			
	扱者試験	扱者試験			
10 法第13条 危険物取扱者	5,300円	10 法第13条 危険物取扱者 <u>4,700円</u>			
の23の規定 講習手数料		の23の規定 講習手数料			
に基づく危		に基づく危			
険物の取扱		険物の取扱			
作業の保安		作業の保安			
に関する講		に関する講			
習		習			
11~14 (略)		11~14 (略)			
15 法第17条 消防設備士	(1) 甲種 6,600円	15 法第17条 消防設備士 (1) 甲種 <u>5,700円</u>			
の8第3項試験手数料	消防設備	の8第3項 試験手数料 消防設備			
の規定に基	士試験	の規定に基 士試験			
づく消防設	(2) 乙種 4,400円	づく消防設 (2) 乙種 3,800円			
備士試験の	消防設備	備士試験の 消防設備			
実施	士試験	実施 士試験			
16 (略)		16 (略)			

2 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第6号)新旧対照表

改 正	現行			
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)			
手数料徵収手数料 , ##	手数料徵収手数料 🐧 🚾			
[に係る事務]の名称	に係る事務の名称			
1 法第5条第 高圧ガス 次に掲げる当該申請	1 法第5条第 高圧ガス 次に掲げる当該申請			
1項の規定に製造許可を行う者の区分に応	1項の規定に製造許可を行う者の区分に応			
基づく高圧ガ 申請手数 じ、それぞれ次に定	基づく高圧ガ申請手数じ、それぞれ次に定			
スの製造の許料める金額	スの製造の許料める金額			
可の申請に対 (1) (略)	可の申請に対 (1) (略)			
する審査 (2) 法第5条第	する審査 (2) 法第5条第			
1項第1号に該	1項第1号に該			
当する者であっ	当する者であっ			
て移動式製造設	て移動式製造設			
備(高圧ガスの	備(高圧ガスの			
製造のための設	製造のための設			
備で移動するこ	備で移動するこ			
とができるよう	とができるよう			
に設計したもの	に設計したもの			
をいう。以下同	をいう。以下同			
じ。)のみを使	じ。)のみを使			
用して高圧ガス	用して高圧ガス			
の製造をするも	の製造をするも			
0	0			
次に掲げる設	次に掲げる設			
備の区分に応	備の区分に応			
じ、それぞれ次	じ、それぞれ次			
に定める金額	に定める金額			
(当該移動式製				
造設備について				
液化石油ガスの				
保安の確保及び				
取引の適正化に				
関する法律(昭				
和42年法律第149				
号) 第37条の4				
の申請に対する				
審査にあって				
は、6,000円)				
ア〜コ (略)	ア〜コ (略)			
(3) (略)	(3) (略)			
$2 \sim 4$ (PS)	$2 \sim 4$ (略)			
5 法第20条第 高圧ガス 1 の項の右欄に	5 法第20条第 高圧ガス 1 の項の右欄に			
1 1項の規定に製造完成 掲げる高圧ガス	1項の規定に製造完成 掲げる高圧ガス			
基づく高圧が検査手数 の製造の許可の	基づく高圧が検査手数 の製造の許可の			
スの製造のた料 申請を行う者及	スの製造のた料申請を行う者及			
めの施設の完成の記録の正式の記述の正式の記述の正式の記述の正式の記述の正式の記述を表現していません。	めの施設の完成の施設の完成の施設の完成の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の			
成検査	成検査			
/2A1大旦 //D し、 C 4 U C 4 U	PATK E PU U C C 4 U C 4 U			

	A total and a series of the		11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	当該手数料の金		当該手数料の金
	額の4分の3の		額の4分の3の
	金額(法第5条		金額(法第5条
	第1項の許可に		第1項の許可に
	係る液化石油ガ		係る液化石油ガ
	スの製造のため		スの製造のため
	の施設であっ		の施設であっ
	て、液化石油ガ		て、液化石油ガ
	スの保安の確保		スの保安の確保
	及び取引の適正		及び取引の適正
	化に関する法律		化に関する法律
			(昭和42年法律
	第37		第149号)第37
	条の3第1項の		条の3第1項の
	完成検査を受		完成検査を受
	け、同法第37条		け、同法第37条
	の技術上の基準		の技術上の基準
	に適合している		に適合している
	と認められたも		と認められたも
	のの完成検査に		のの完成検査に
	あっては、		あっては、
			•
	6, 100円)		6,100円)
6~20 (略)		$6 \sim 20$ (略)	